

法務省矯少訓第 1 7 号

矯正管区長
少年鑑別所長

在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成 2 7 年 5 月 2 7 日

法務大臣 上 川 陽 子
(公 印 省 略)

在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令
(趣旨)

第 1 条 この訓令は、在所者に対する物品の貸与及び支給並びに在所者による物品の自弁並びに在所者に係る金品の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において使用する用語は、少年鑑別所法（平成 2 6 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）及び少年鑑別所法施行規則（平成 2 7 年法務省令第 3 1 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。
(在所者に貸与等する日常生活に必要な物品)

第 3 条 法第 4 1 条第 1 項の規定により在所者に貸与する同項第 1 号に掲げる物品は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 少年鑑別所の長は、少年鑑別所の所在地の気候、在所者の身体的状況、当該物品の用途その他の事情に応じて、別表 1 に掲げる物品の貸与の方法、時期及び数量を定めるものとする。

3 法第 4 1 条第 1 項の規定により在所者に貸与し、又は支給する同項第 3 号に掲げる物品は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(在所者に貸与等する日常生活に用いる物品)

第 4 条 法第 4 1 条第 2 項の規定により在所者に貸与し、又は支給することができる物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、別表 3 のとおりとする。

(矯正局長の認可による物品の貸与等)

第 5 条 少年鑑別所の長は、第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに前条の規定にかかわらず、法第 4 1 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる物品及び同条第 2 項に規定する物品のうち、別表 1 から別表 3 までに掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在所者にその物品を貸与し、又は支給することができる。

(自弁を許す場合における物品の貸与等)

第 6 条 少年鑑別所の長は、在所者に対し、自弁の食料品（食事として自弁を許すものに限る。）を摂取することを許す場合には、食事を支給しないものとする。

2 少年鑑別所の長は、在所者に対し、自弁の物品（食料品を除く。）を使用し、若しくは摂取することを許したときは、その許す物品に相当する物品を貸与し、又は支給しないことができる。

（在院中在所者以外の在所者の自弁の物品の使用等）

第 7 条 規則第 2 5 条第 2 項の規定により在院中在所者以外の在所者に自弁のものの使用を許す法第 4 2 条第 1 項第 3 号に掲げる物品の品名は、別表 4 のとおりとする。

2 規則第 2 5 条第 3 項の規定により在院中在所者以外の在所者に自弁のものの使用を許す法第 4 2 条第 1 項第 5 号に掲げる物品の品名は、別表 5 のとおりとする。

（在院中在所者の自弁の物品の使用等）

第 8 条 規則第 2 6 条第 2 項の規定により在院中在所者に自弁のものの使用を許す下着の品名及び靴下は、別表 6 のとおりとする。

2 規則第 2 6 条第 2 項に規定する法務大臣が定める場合は、出院後の社会生活に円滑に移行するための処遇を行う場合とする。

3 規則第 2 6 条第 3 項の規定により在院中在所者に自弁のものの摂取を許すことができる法第 4 2 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる物品の品名は、別表 7 のとおりとする。

4 規則第 2 6 条第 3 項の規定により在院中在所者に法第 4 2 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる物品について自弁のものの摂取を許すことができる場合は、法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により面会を許す場合とする。

5 規則第 2 6 条第 4 項の規定により在院中在所者に自弁のものの使用を許すことができる法第 4 2 条第 1 項第 3 号に掲げる物品の品名は、別表 8 のとおりとする。

6 規則第 2 6 条第 5 項の規定により在院中在所者に自弁のものの使用を許すことができる法第 4 2 条第 1 項第 5 号に掲げる物品の品名は、別表 9 とする。

（矯正局長の認可による自弁の物品の使用等）

第 9 条 少年鑑別所の長は、第 7 条の規定にかかわらず、法第 4 2 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に掲げる物品のうち、別表 4 及び別表 5 に掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在院中在所者以外の在所者が自弁のものを使用することを許すことができる。

2 少年鑑別所の長は、前条（第 4 項を除く。）の規定にかかわらず、下着

及び法第 4 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる物品のうち、別表 6 から別表 9 に掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在院中在所者が自弁のものを使用し、又は摂取することを許すことができる。

(物品の形状又は規格)

第 1 0 条 少年鑑別所の長は、在所者に自弁のものを使用し、又は摂取することを許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。

(自弁の衣類の洗濯等)

第 1 1 条 少年鑑別所の長は、在所者の自弁の衣類について、必要に応じ、洗濯、補修又は交換をするよう求めるものとする。

2 自弁の衣類を洗濯し、又は補修するために要する費用については、在所者が負担することができない場合において、相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている在所者についての留意事項)

第 1 2 条 少年鑑別所の長は、その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている在所者から、別表 1、別表 5、別表 6 及び別表 9 に掲げる物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めるときは、これを許すことができる。

(事業者の指定)

第 1 3 条 少年鑑別所の長は、規則第 3 2 条第 2 号に規定する事業者を指定するに当たっては、差入れ及び購入の事務に支障を生ずることがないように必要な事項を調査するものとする。

2 前項に定める調査に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成 2 7 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則〔令和 3 年法務省矯少訓第 5 号大臣訓令〕

この訓令は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 4 年法務省矯総訓第 2 号大臣訓令〕

この訓令は、少年法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 7 号）の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則〔令和 6 年法務省矯少訓第 2 号大臣訓令〕

この訓令は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 7 年法務省矯少訓第 3 号大臣訓令〕

この訓令は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 7 年法務省矯少訓第 8 号大臣訓令〕

この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 1 在所者に貸与する衣類及び寝具 (法第 4 1 条第 1 項第 1 号)

区分	品名	摘要
衣類	長袖上衣	
	半袖上衣	
	カーディガン	
	チョッキ	
	ズボン	
	半ズボン	
	パンツ	男子に限る。
	ショーツ・生理用ショーツ	女子に限る。
	長袖シャツ	
	半袖シャツ	
	ランニングシャツ	男子に限る。
	スリッパ	キャミソールを含む。女子に限る。
	ズボン下	
	ブラジャー	女子に限る。
	夏靴下	
	冬靴下	女子については、タイツを含む。
	パジャマ	
	防寒衣	
	運動衣	
	帽子	

区分	品名
寝具	掛布団
	敷布団
	毛布
	まくら
	タオルケット
	敷布団カバー (敷布を含む。)
	掛布団カバー (襟布を含む。)
	まくらカバー

別表 2 在所者に貸与し、又は支給する日用品、学用品その他の物品 (法第 4 1 条 第 1 項第 3 号)

区 分	品 名	摘 要
日用品	ちり紙	支給する。
	歯ブラシ	支給する。
	歯磨き	支給する。
	石けん	支給する。
	石けん容器	貸与する。
	シャンプー	支給する。
	リンス	支給する。
	タオル	貸与する。
	くし	貸与する。ブラシを含む。
	髪止めゴム	貸与する。
	クリーム類	支給する。
	かみそり	貸与する。電池式かみそりについては、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	生理用品	支給する。おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	食器	貸与する。
	コップ	貸与する。
	座布団	貸与する。
	サンダル	貸与する。
運動靴	貸与する。	
学用品	各種教材	貸与する。
	鉛筆	貸与する。シャープペンシルが貸与されていない場合に限る。
	ボールペン	貸与する。黒色に限る。
	消しゴム	貸与する。
	シャープペンシル	貸与する。替え芯を含む。鉛筆が貸与されていない場合に限る。
	下敷き	貸与する。
	筆入れ	貸与する。
	定規	貸与する。分度器を含む。
ノート	貸与する。	

別表 3 在所者に貸与することができる室内装飾品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品（法第 4 1 条第 2 項、規則第 2 4 条第 3 項）

区 分	品 名	貸与・支給の基準
室内装飾品	花瓶	生花の自弁が許される場合に限る。1 人につき、1 点に限り貸与する。
	観葉植物 (鉢、土及び栄養剤を含む。)	人工観葉植物を含む。1 人につき、1 点に限り貸与する。
	写真立て	1 人につき、1 点に限り貸与する。
	ぬいぐるみ	観護処遇上有益であると認められる数量に限り、貸与する。
室内装飾品以外の少年鑑別所における日常生活に用いる物品	手袋	軍手を含む。少年鑑別所の所在地の気候、在所者の身体的状況その他の事情に照らし、特に必要があると認められる場合に限る、貸与する。
	アイマスク	1 人につき、1 点に限り貸与する。
嗜好品	菓子	観護処遇上有益であると認められる数量に限り、支給する。
	あめ類	
	氷物	
	清涼飲料その他の嗜好飲料	

別表 4 在院中在所者以外の在所者に自弁を許す室内装飾品（規則第 25 条第 2 項）

区 分	品 名	摘 要
室内装飾品	生花	1 人につき、1 点に限り許す。
	写真立て	1 人につき、1 点に限り許す。

別表 5 在院中在所者以外の在所者に自弁を許す日用品、学用品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品（規則第 25 条第 3 項）

区 分	品 名	摘 要	
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具その他の日用品	タオル		
	バスタオル		
	入浴用スポンジ		
	ハンカチ		
	石けん		
	石けん容器		
	シャンプー		
	リンス		
	くし	ブラシを含む。	
	染毛剤	スプレー式のものを除く。黒色に限る。	
	ヘアピン	女子に限る。	
	髪止めゴム		
	かみそり	電池式かみそりは、収納ケース、替え刃、はげ及び電池を含む。	
	シェービングクリーム		
	歯ブラシ	デンタルフロスを含む。	
	歯磨き		
	歯ブラシケース		
	ちり紙	水溶性に限る。	
	箸		
	箸容器		
	スプーン	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。	
	コップ	割れないものに限る。	
	クリーム類	着色されないものに限る。	
	制汗剤	スプレー式のものを除く。	
	化粧水類		
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。	
	綿棒		
	文房具、遊具その他の学習又は文化活動に用	鉛筆	
		色鉛筆	

いる物品	消しゴム	
	シャープペンシル	替え芯を含む。
	ボールペン	替え芯を含む。黒色、青色又は赤色に限る。
	万年筆	スペアインクを含む。
	フェルトペン	
	筆ペン	
	蛍光ペン	
	ノート	
	下敷き	
	定規	分度器を含む。規格は30センチメートル用以下とする。
	筆入れ	
	板目紙	訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	とじひも	
	インデックス	
	付箋	
	ファイル	
	太陽電池式計算機	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	各種教材	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。
	パズル	
	数珠	在所者の宗教上の必要性があると認められる場合に限る。
ロザリオ		
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者以外の在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	軍手を含む。
	マスク	
	尿とりパッド	
	耳栓	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	使い捨てカイロ	
	アイマスク	

別表 6 在院中在所者に自弁を許す衣類 (規則第 26 条第 2 項)

区 分		品 名	摘 要
衣類	下着	パンツ	男子に限る。
		ショーツ・生理用ショーツ	女子に限る。
		長袖シャツ	
		半袖シャツ	
		ランニングシャツ	男子に限る。
		スリッパ	キャミソールを含む。女子に限る。
		ブラジャー	女子に限る。
		ズボン下	
		靴下	靴下

別表 7 在院中在所者に自弁を許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品（規則第 26 条第 3 項）

区 分	品 名	摘 要
食料品及び 飲料	米飯類	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できるものでなければならない。
	惣菜類	
	清涼飲料その他の飲料	
嗜好品	菓子	
	清涼飲料その他の嗜好飲料	

別表 8 在院中在所者に自弁を許すことができる室内装飾品（規則第 26 条第 4 項）

区 分	品 名	摘 要
室内装飾品	生花	1 人につき、1 点に限る。
	写真立て	1 人につき、1 点に限る。

別表 9 在院中在所者に自弁を許すことができる日用品、学用品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品（規則第 26 条第 5 項）

区 分	品 名	摘 要
タオル、歯ブラシその他の日用品	タオル	
	バスタオル	
	ハンカチ	
	石けん	
	石けん容器	
	シャンプー	
	リンス	
	ヘアピン	女子に限る。
	くし	ブラシを含む。
	髪止めゴム	女子に限る。
	かみそり	電池式又は充電式かみそりについては、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	歯ブラシ	デンタルフロスを含む。
	歯磨き	
	歯ブラシケース	
	ちり紙	
	クリーム類	
	制汗剤	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	綿棒	
	学用品その他の知的及び教育的活動に用いる物品	鉛筆
消しゴム		
シャープペンシル		替え芯を含む。
ボールペン		替え芯を含む。黒色又は赤色に限る。
蛍光ペン		
ノート		
下敷き		
定規		規格は 30 センチメートル用以下とする。
筆入れ		
板目紙		訴訟書類等の整理のため必要と認め

	とじひも	られる場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	インデックス	
	付箋	
	ファイル	
	各種教材	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。
	数珠	在院中在所者の宗教上の必要性があると認められる場合に限る。
	ロザリオ	
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	軍手を含む。
	マスク	
	尿とりパッド	
	使い捨てカイロ	
	アイマスク	